

平成 25 年

奈良市議会 12 月定例会
提出議案（別冊）

奈良市

目 次

奈良市議案第188号	奈良市行政財産使用料条例の一部改正について……………	1
〃 第189号	奈良市下水道条例の一部改正について……………	3
〃 第190号	奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正について……………	5
〃 第191号	奈良市水道事業給水条例の一部改正について……………	7
〃 第192号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について…	11



奈良市行政財産使用料条例の一部改正について

奈良市行政財産使用料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

奈良市行政財産使用料条例（昭和49年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の4.20」を「100分の4.32」に、「100分の7.35」を「100分の7.56」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市行政財産使用料条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、行政財産の使用料の算定基準の率を引き上げようとするものである。

(参考)

奈良市行政財産使用料条例（抄）

（使用料算定基準）

第4条 土地又は建物の使用料は、第2条の規定により算出した額に、土地については100分の4.20（土地のみの使用で使用期間が1月以上のものにあつては100分の4）、建物については100分の7.35を乗じて得た額とする。

奈良市下水道条例の一部改正について

奈良市下水道条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市下水道条例の一部を改正する条例

奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加算した」を「100分の108を乗じて得た」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市下水道条例第18条第2項の規定は、平成26年6月分以後の分として徴収する使用料について適用し、同年5月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、下水道使用料に係る規定について所要の改正を行おうとするものである。

(参考)

奈良市下水道条例（抄）

第18条（使用料）

2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる排水区分に応じ、当該各号に定める額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加算した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加算した」を「100分の108を乗じて得た」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市農業集落排水処理施設条例第16条第2項の規定は、平成26年6月分以後の分として徴収する使用料について適用し、同年5月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、農業集落排水処理施設使用料に係る規定について所要の改正を行おうとするものである。

(参考)

奈良市農業集落排水処理施設条例（抄）

第16条（使用料）

2 前項の使用料の額は、別表第2の左欄に掲げる排水処理施設に排除された汚水の量（以下「汚水排出量」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加算した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

奈良市水道事業給水条例の一部改正について

奈良市水道事業給水条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第3項中「みなして、各戸ごとに計算した額の合計額」を「みなし、管理者が別に定めるところにより計算した額」に改める。

第27条第2項中「使用するとき」の次に「（使用時間は5分以内とする。）」を加え、「100分の105」を「100分の108」に、「額とし、その使用時間は5分以内とする」を「額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第31条の3第2項及び第40条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第31条関係）

分担金表

メーターの口径	金額
13ミリメートル	106,920円
20ミリメートル	205,200円
25ミリメートル	345,600円

40ミリメートル	1,096,200円
50ミリメートル	2,014,200円
75ミリメートル	5,167,800円
100ミリメートル	10,692,000円
150ミリメートル	28,512,000円
200ミリメートル以上	管理者が定める額

(消費税及び地方消費税を含む。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第26条第1項並びに第27条第2項及び第3項の規定は、平成26年6月分以後の分として徴収する料金について適用し、同年5月分までの分として徴収する料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第31条の3第2項の規定は、平成26年4月1日以後における給水装置の新設の工事申込みに係る水道施設加算分担金について適用し、同日前に工事申込みがあったものについては、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例別表第3の規定は、平成26年4月1日以後における給水装置の新設又は改造の工事申込みに係る水道施設分担金について適用し、同日前に工事申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う水道料金等に係る規定の改正等を行おうとするものである。

(参考)

奈良市水道事業給水条例（抄）

(料金)

第26条 料金は、次条の規定に該当する場合を除き、次に掲げる料金の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 1個のメーターで2戸以上の使用水量を計算する場合の料金は、各戸の使用水量は均等とみなし、かつ、専用給水装置に給水するものにあつては、各戸の給水管と同一口径のメーターがそれぞれ各戸に設置されたものとみなして、各戸ごとに計算した額の合計額とする。

第27条（特別料金）

2 メーターに直結していない私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用するときの料金は、消火栓1個について330円に100分の105を乗じて得た額とし、その使用時間は5分以内とする。

3 工事用その他臨時の用途に使用する場合における料金の額は、1立方メートルにつき500円以内で管理者が定める額により計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第31条の3（加算分担金）

2 加算分担金の額は、600,000円に100分の105を乗じて得た額とする。

第40条（停水処分）

2 前項の給水停止処分を受けた者が給水の再開を受けようとするときは、給水再開手数料として、5,000円以内で管理者が別に定める額に100分の105を乗じて得た額を納付しなければならない。

別表第3（第31条関係）

分担金表

メーターの口径	金額
13 ミリメートル	103,950 円
20 ミリメートル	199,500 円
25 ミリメートル	336,000 円
40 ミリメートル	1,065,750 円
50 ミリメートル	1,958,250 円
75 ミリメートル	5,024,250 円
100 ミリメートル	10,395,000 円
150 ミリメートル	27,720,000 円
200 ミリメートル以上	管理者が定める額

（消費税及び地方消費税を含む。）

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第1保険外併用療養費（医科）の項中「787円」を「810円」に改め、同表入院特別室利用料の部その他の場合の款を次のように改める。

その他の場合	特室	1日につき	市内に住所を有する者	12,960円
			上記以外の者	19,440円
	緩和ケア病床	1日につき	市内に住所を有する者	12,960円
			上記以外の者	19,440円
	1床室	1日につき	市内に住所を有する者	8,640円
			上記以外の者	12,960円
	2床室	1日につき	市内に住所を有する者	3,240円
			上記以外の者	4,860円

別表第1備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条関係）

種別		単位	金額
出産育児一時金、出産手当金又は配偶者出産育児一時金に係る診断書		1通につき	1,620円
自動車損害賠償責任保険に係る診断書		1通につき	5,400円
自動車損害賠償責任保険に係る診療明細書		1通につき	4,320円
年金受給関係診断書		1通につき	5,400円
生命保険関係診断書		1通につき	5,400円
出生証明書		1通につき	3,240円
死亡診断書		1通につき	3,240円
健康診断書		1通につき	3,240円
身体障害者等級認定に係る診断書		1通につき	5,400円
診療費支払証明書		1通につき	1,080円
入院証明書		1通につき	5,400円
通院証明書		1通につき	3,240円
登校又は登園の許可に係る診断書		1通につき	2,160円
医療費控除申請に係るおむつ使用証明書		1通につき	1,080円
一般診断書	様式持参の場合	1通につき	3,240円
	その他の場合	1通につき	2,160円
診察券再発行		1件につき	108円
その他		その都度市長が定める額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市病院事業の設置等に関する条例（次項において「新条例」という。）別表第1の規定は、平成26年4月1日以後の診療等に係る利用料金について適用し、同日前の診療等に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第3の規定は、平成26年4月1日以後の交付申請に係る利用料金について適用し、同日前の交付申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う市立奈良病院の利用料金に係る規定の改正等を行おうとするものである。

(参考)

奈良市病院事業の設置等に関する条例（抄）

(利用料金の額)

第11条 市立奈良病院で徴収する利用料金の額は、次に定めるところによる。

- (1) 一般診療（次号から第3号まで及び別表第1の左欄に掲げる診療以外の診療をいう。）については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない診療以外の一般診療については、当該算定した額に100分の105を乗じて得た額

別表第1（第11条関係）

種別		単位	金額		
保険外併用療養費（医科）		1回につき	787円		
入院特別 室利用料	助産の場合	略	略	略	
	その他の場合	特室	1日につき	市内に住所を有する者	12,600円
				上記以外の者	18,900円
		緩和ケア病床	1日につき	市内に住所を有する者	12,600円
				上記以外の者	18,900円
		1床室	1日につき	市内に住所を有する者	8,400円
				上記以外の者	12,600円
		2床室	1日につき	市内に住所を有する者	3,150円
				上記以外の者	4,725円

備考
1 入院療養費は、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）別表第2に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る療養について徴収する。

別表第3（第11条関係）

種別	単位	金額
出産育児一時金、出産手当金又は配偶者出産育児一時金に係る診断書	1通につき	1,575円
自動車損害賠償責任保険に係る診断書	1通につき	5,250円
自動車損害賠償責任保険に係る診療明細書	1通につき	4,200円
年金受給関係診断書	1通につき	5,250円
生命保険関係診断書	1通につき	5,250円
出生証明書	1通につき	3,150円
死亡診断書	1通につき	3,150円
健康診断書	1通につき	3,150円
身体障害者等級認定に係る診断書	1通につき	5,250円
診療費支払証明書	1通につき	1,050円
入院証明書	1通につき	5,250円
通院証明書	1通につき	3,150円
登校又は登園の許可に係る診断書	1通につき	2,100円
医療費控除申請に係るおむつ使用証明書	1通につき	1,050円
一般診断書	様式持参の場合	1通につき 3,150円
	その他の場合	1通につき 2,100円
診察券再発行	1件につき	105円
その他	その都度市長が定める額	